

会議名称	平成13年度第3回 情報公開・個人情報保護審議会会議録		
日時	平成13年10月5日(金) 14時～16時45分		
場所	杉並区職員研修所 3階会議室		
出席者	委員	江藤会長 上村委員 小井委員 篠委員 高橋委員 野辺委員 花柳委員 平田委員 布施委員 本橋委員 大泉委員 佐々木委員 鈴木委員 富本委員 青山委員 小幡委員 茶谷委員 (欠席：金子委員 門脇委員 西村委員)	
	実施機関	芦塚区民課長 清水課税課長 和田高齢者施策課長 手島介護保険課長 増井児童課長 遠藤保育課長 皆川杉並保健所生活衛生課長 宮崎杉並保健所生活衛生課食品衛生主査 林土木部管理課長事務取扱 渡辺交通対策課長 柿本リサイクル清掃課長 森学務課長 山川杉並保健所保健予防課長	
	事務局	納富区長室長 [IT推進課]玉山課長 [情報システム課]浅川課長 星主査 石井主査 森山主査 片山主査 丸山主査 [総務課]牧島副参事 山本係長 片岡主査	
傍聴者	1名		
配付資料	事前	・杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例 ・平成13年度第3回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問 ・平成13年度第3回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問関係資料	
	当日	・平成13年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・報告14 ・報告14資料 ・改正住民基本台帳法の施行に際し、十分な個人情報保護措置を求める日弁連会長声明	
次第	1 平成13年度第1回・第2回会議録について		
	2 杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例について		
	3 報告・諮問事項		
		住民基本台帳事務処理システム	諮問 18
		住民基本台帳ネットワークシステム	諮問 19
		証明書自動交付機	諮問 20
		給与支払報告書磁気ディスク分処理	諮問 21
		風呂っと杉並事業補助金交付	報告 11
		介護保険給付	諮問 22
		児童虐待の予防と解決のための調整	報告 12
		グループ保育	報告 13・諮問 23
	厚生労働行政総合情報システム(WISH)	諮問 24	
	食中毒、違反・不良食品等	諮問 25	

	公共基準点・認定調書の管理・検索システム	諮問 26
	公共基準点管理、道路認定・改廃	諮問 27
	登録自転車置場利用者処理	諮問 28
	粗大ごみ申告受付システム	諮問 29
	粗大ごみ	諮問 30～32
	就学援助補助システム	諮問 33
	予防接種	報告 14
内 容	1 住民基本台帳事務処理システム	答申
	2 住民基本台帳ネットワークシステム	答申
	3 証明書自動交付機	答申
	4 給与支払報告書磁気ディスク分処理	答申
	5 風呂っと杉並事業補助金交付	答申
	6 介護保険給付	答申
	7 児童虐待の予防と解決のための調整	了承 答申
	8 グループ保育	了承 答申
	9 厚生労働行政総合情報システム（W I S H）	継続審議
	10 食中毒、違反・不良食品等	継続審議
	11 公共基準点・認定調書の管理・検索システム	答申
	12 公共基準点管理、道路認定・改廃	答申
	13 登録自転車置場利用者処理	了承 答申
	14 粗大ごみ申告受付システム	了承
	15 粗大ごみ	了承 答申
	16 就学援助補助システム	答申
	17 予防接種	答申

開会	
会 長	開会のあいさつ
会 長	はじめに、平成 13 年度第 1 回・第 2 回会議録について、事務局より説明願います。
区 長 室 副 参 事	次回の審議会で確定を行いたい旨の説明
会 長	わかりました。では、そのようにいたします。 次に、「杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例」について、事務局から報告と説明があります。
区 長 室 長	「杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例」の制定について報告
区 長 室 副 参 事	「杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例」の内容について説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	第 8 条第 2 項の「媒体」とはどのようなものを想定しているのでしょうか。また、附則 3 項で、一世帯当たり 100 円から区民一人当たり 150 円と変わりましたが、どういう理由からでしょうか。
区 長 室 副 参 事	「媒体」ですが、紙媒体やフロッピーディスクのような電磁的記録といった個人情報が記録されているすべてのものをご理解いただきたいと思います。
区 民 課 長	現行では、住民基本台帳の一部の写しの閲覧は、「大量閲覧」と「個別閲覧」と 2 本立てになっています。「大量閲覧」については 1 冊 2,000 円で、1 冊が 2,500 人分ですので、1 人 80 銭で閲覧できるということです。「個別閲覧」については 1 世帯 100 円で、1 世帯大体 2 人弱ですので、1 人 50 円という計算になります。大量閲覧については、あまりにも安易に利用されていますので、大幅な引上げを図ることで事実上規制していくという考え方で改正したものです。1 人 80 銭が 150 円になりますので、約 200 倍の非常に大きな引上げということになります。
委 員	金額を増やしたことが果たして有効なのかどうか。どうお考えですか。
区 民 課 長	住民基本台帳の一部の写しの閲覧というのは、現在の住民基本台帳法では不当な目的でない限り「何人も閲覧できる」ということになっています。業者については、その商業活動に利用する限りにおいて閲覧が認められているもので、それを第三者に転売したり、名簿を作って売るということは、不当な目的に当たります。私どもが今回制定した条例の「不当な目的をもって取得し、又は第三者に譲り渡してはならない」という規定、その規定に違反する行為に対する命令、その命令に従わないときの過料が歯止めになると考えています。
会 長	先ほど区長室長の報告の中であった日弁連会長声明は長いものですか。
区 長 室 長	A 4 判 1 枚です。
会 長	参考のために配付していただけますか。
諮問事項説明	
会 長	諮問事項について審議に入ります。

区 長 室 長	諮問事項の朗読
諮問 18・19 号	
会 長	はじめに、諮問 18 と 19 について、一括して事務局から説明願います。
情報システム課長	諮問 18「住民基本台帳事務処理システム」、諮問 19「住民基本台帳ネットワークシステム」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	資料の「システム化の目的」に「専用回線で接続」とありますが、私は専用回線を新たに引くものと思っていたのですが、いまある専用回線の一部を使うものであると知りました。この専用回線について教えていただければと思います。
情報システム課長	既存の N T T の回線を活用します。パソコンからインターネットに接続する場合は T C P / I P という方式ですが、住基ネットでは、N T T が開発した I P - V P N という新たな方式で、情報をすべて暗号化して送信するという事です。あくまでも同一回線を使いますが、情報が流れているときは専用回線と同じような状況になるということで、ここでは専用回線といっています。
委 員	個人情報保護条例第 16 条第 1 項に基づく諮問となっておりますが、これは、法令に定めがないのですか。
情報システム課長	内容に個人情報保護の観点から非常に大きな問題があるということと、条例まで制定して対応を図ったという重要性から、審議会に諮問した次第です。
委 員	これについては報告をしていただいて、審議会で質疑応答をするようにさせていただきたい。私などは、審議会がこの諮問の内容を認めるという積極的な立場をあまり取りたくないわけです。私どもの権限としても不明ですが、その辺はいかがですか。
区 長 室 長	条例では確かにただし書で「この限りでない」となっていますが、諮問してはならないということではありません。今後も、ただし書があるにもかかわらず、いちいち諮問するということは考えておりませんが、これまでこの住基ネットに関する皆さま方のご意見等をいろいろ聞いており、できるだけ審議会の場を通してやっていきたいと考えたわけです。
委 員	承認したからといって法律が変えられるわけでもありません。この項目自体について政令か省令がすでに出ているのであれば、それで何も言うことはないのではないですか。ご説明だけしていただいて、報告の了承でよいのではないですか。
区 長 室 長	法律あるいは政令で決まっていることでも、その範囲内で条例を制定するといったように、区独自の施策としてどうするかという判断が別途あって然るべきだと考えています。この件については、審議会において、7月に私から説明を申し上げ、皆さま方からご意見を頂戴し、8月に諮問したという経過を踏まえてあえて諮問した、ということでご理解いただきたいと思います。

委 員	理解をしたいのですが、今後部会を設置していろいろな権限が与えられるとしたら、権限というものをかなり厳密に考えなければいけないのではないかと危惧をしました。 それから諮問 19 ですが、法律ではなく杉並区の条例に基づいて、1 から 7 までの項目としているのでしょうか。
情報システム課長	法律と条例と両方です。
委 員	そうすると、8 番目以降の項目を記録することについては、改正住民基本台帳法に基づいているのでしょうか。
区 民 課 長	はい。
委 員	8 番目以降の項目を今回記録しないということは、杉並区の条例に基づいているのですか
区 民 課 長	7 番目までの項目については、条例第 4 条にあるとおり、電気通信回線を通じて東京都知事に通知する本人確認情報です。それ以外の住民票の写しの広域交付や転入転出の特例処理といった市区町村間で送受信するものとは関係がありません。
委 員	そうすると、CS サーバーに記録する項目は、この 7 番目までということですか。
区 民 課 長	直接、既存のシステムには繋がらないものですので、CS サーバーにはいま諮問させていただいている全部の項目を記録します。都道府県のサーバーと全国センターのサーバーに登録される個人情報、あくまでも 7 項目の本人確認情報だけです。
会 長	ほかにございますでしょうか。では、諮問 18 と 19 は決定ということでしょうか。
委 員	私は報告にしたほうがよいと思います。
会 長	ほかの方は賛成ということでしょうか。では、賛成多数で決定とします。
諮問 18・19 号決定	
諮問 20・21 号	
会 長	次に、諮問 20 と 21 について、一括して事務局から説明をお願いします。
区 長 室 副 参 事	諮問 20 「証明書自動交付機」についての説明
情報システム課長	諮問 21 「給与支払報告書磁気ディスク分処理」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	委託先が「秘密の保持」という委託の条件を守っていることをどういう手段でチェックしているのですか。
区 民 課 長	これは契約の重要な事項ですので、当然契約の相手方に遵守していただきます。万が一、事故があった場合には、厳正に対応することになるかと思えます。今回の諮問 20 は、簡易なことで、例えば印鑑登録証明書の用紙が詰まった場合に、そのまま捨てられると困るので、きちんと封筒に入れて管理し、後日その封筒を職員に渡すということです。職員がいない夜間、休日の施設で、委託先をお願いせざるを得ないということで、諮問申し上げています。

委 員	情報の漏えいの心配から、今回、住基ネットに関して個人情報保護の独自の条例を制定したわけです。情報の漏えいの防止策をどれだけ厳密に実施しているのかをお聞きしたいのです。
区 民 課 長	個人情報の保護については、区政にとって非常に重要な課題で、常日ごろから十分に気をつけて事務を執行していかなくてはいけないと思っています。行革の時代でやむを得ず委託することがありますが、委託契約等で保護の実効性を確保していくようにしているところです。今後とも十分、相手方と連絡調整を取りながら個人情報の保護を図っていきたいと考えています。
委 員	新しい条例を制定したことと、区が現在実施している個人情報保護対策が矛盾しないためにも、契約をしているからそれでいいのだということにはならないと思うのです。違反事故が起きないようにこれからも気をつけてやっていただきたいと要望しておきます。
委 員	いまとてもいいことを言われたと思います。民間委託の場合は、契約に違反した場合は委託先から除外される不利益を被ることがあると思うのですが、この管理運営受託者は違います。住民参加をしている運営協議会です。そうすると、よほど個人情報保護についての教育なり研修なりをきちんとしていただく必要が思います。
区 長 室 長	この事例に限ると、本人が操作をして紙詰まりになりますから、本人がその場にいるときに受託先の従業員が処理します。その状況の中で、従業員がその人の情報をじっと見ることはまず考えられません。その処理の後、その従業員が盗み見たことが発覚した場合については、区がその団体に対して指導できますし、雇用関係を断つということもペナルティーとして考えられます。このような環境にあることを是非ご理解いただきたいと思います。
委 員	私の友人も運営協議会にかかわっていますが、今言われたことも含めて丁寧にご指導をお願いします。
区 長 室 長	十分注意します。
区 民 課 長	個人情報の保護については、非常に重要であるということは何回もご指導申し上げているところです。
委 員	紙がジャムって、取るときにはどうしても個人情報が入ってしまうわけです。それを見ないように契約しているというのは所詮無理で、問題は取ったあとの廃棄です。廃棄された紙の取扱いについて区で十分検討されて、それが絶対に漏れないような処理を考えていただきたい、ということ意見を述べておきます。
区 民 課 長	従業員の方に封筒で厳重に保管のうえ、後日、区民事務所の職員に渡していただくことを区でも検討しているところです。その後、区民事務所の職員がシュレッダーにかけて処分するということで、決してごみとして出すということはありません。
委 員	銀行の場合は小さなシュレッダーがA T Mに付いています。本人に安心してもらうためには、取り出したその時点でシュレッダーで裁断して、さらに封筒に入れて処分するやり方のほうが親切ではないかと思います。
区 民 課 長	いちばんいい方法を検討したいと思います。

委 員	封筒を落としてしまうこともあり得ますので、万全を期しておいたほうが いいと思います。 次に諮問 21 ですが、外部からウイルスに汚染されたフロッピーやMOが持 ち込まれることが心配です。その対策についてはどのようにお考えでしょ うか。
情報システム課長	ウイルス対策ですが、この件に限らずフロッピーなどでやり取りする場合 には、必ずチェックしています。最近発生している非常に強いウイルスにも 対応できるように、日々対策を強化しておりますが、なお一層注意してい きたいと考えています。
委 員	自動交付機では紙詰まりなどが多発しているのですか。
区 民 課 長	稼働当初は不慣れのせいもあり、よく紙詰まりが発生しました。用紙の詰 め込みすぎが原因ではないかということがわかりましたので、その後の指導 で随分紙詰まりは減ってきました。その他のトラブルも減っております。今 後、紙詰まりなどの事故はあまり発生しないと想定していますが、委託契約 等できちんとしておかなければいけないと考えています。
会 長	ほかにございますでしょうか。では、諮問 20 と 21 は決定とします。
諮問 20・21 号決定	
報告 11 号、諮問 22 号	
会 長	次に、報告 11 と諮問 22 について、一括して事務局から説明をお願いします す。
区 長 室 副 参 事	報告 11「風呂っと杉並事業補助金交付」、諮問 22「介護保険給付」につい ての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	諮問 22 は、国民健康保険団体連合会に介護保険事業計画策定のための基礎 数値の算出等の理由で、介護給付費の分析、統集計処理を新たに委託する ということですが、介護保険事業については、一定の基礎データに基づいて計 画を策定して、いままで実施してきたわけです。事業開始時の分析と今回の 分析とはどのように違うのか説明していただければと思います。
介 護 保 険 課 長	介護保険事業計画は 3 年ごとに改定することになっていきますので、平成 15 年度からの計画期間の改定に当たりまして、個人ごとにどのようなサービ スがどの程度利用されているのかについてまで分析を委託したいというこ とです。
委 員	報告 11 の「個人情報の記録の内容」に「5 改修計画・実績」とありますが、 これはどのような個人情報なのでしょうか。
高 齢 者 施 策 課 長	改修実施計画書の添付書類として提出することになっております改修施設 の図面や見積書の写しです。
委 員	諮問 22 ですが、受託した国保連がまた外部に委託するのではないですか。 国保連の職員が統計処理などを全部やるのですか。
介 護 保 険 課 長	処理プログラムの開発につきましては業者に委託しますが、処理そのもの は国保連の職員が行います。

委 員	先ほど質問いたしました報告 11 の「5 改修計画・実績」ですが、このままでは区民の方が個人情報であるとは思いませんので、もう少し適切な表現になるよう検討していただきたい。要望しておきます。
区 長 室 副 参 事	例えば資料で説明するなど改善していききたいと思います。
委 員	諮問 22 ですが、「委託に係る個人情報の項目」で、「7 要介護認定等の状況」や「11 保険給付等の状況」に「等」とありますが、これはどのようなことでしょうか。個人情報に関することですから、明確にされたほうがいいと思います。
介 護 保 険 課 長	「等」の中には認定の有効期間や要介護度などが含まれています。
区 長 室 副 参 事	これは介護保険法での用語ですが、今後は内容がよりわかりやすくなるように工夫していききたいと思います。
会 長	ほかにございますでしょうか。では、諮問 22 は決定し、報告 11 は了承とします。
報告 11 号了承、諮問 22 号決定	
報告 12・13 号、諮問 23 号	
会 長	次に、報告 12 号と、報告 13 号・諮問 23 号について、一括して事務局から説明をお願いします。
区 長 室 副 参 事	報告 12「児童虐待の予防と解決のための調整」、報告 13・諮問 23「グループ保育」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	報告 12 です。資料に「(仮称)児童虐待対策調整会議による調整」とありますが、この会議に出席する関係所管課・関係機関に資料が提供されることになると思います。この場合、その提供される情報について責任を持って管理する部署はどこになるのでしょうか。
児 童 課 長	会議を召集し、資料を提供いたします児童課になります。
委 員	その資料は、会議の出席者が持ち帰るわけですか。
児 童 課 長	回収いたします。
委 員	事例によっては解決に相当の期間を要する場合があります。個人情報の保存期間はどのようになっているのですか。
児 童 課 長	解決後は文書管理規程にしたがって管理のうえ、年限が来れば廃棄をいたします。
委 員	先ほど、資料は回収して児童課が管理するということでしたが、学校や保健センターなどでは、子どもの情報をそれぞれ持っている必要があるのではないかと思います。その辺はどうなのですか。
児 童 課 長	会議の資料は児童課が回収しますが、関係所管課ではそれぞれの所掌の範囲で必要な情報を把握していくことになります。
委 員	諮問 23 ですが、委託先が保育グループとなっています。個人情報の管理責任についてはどのようになっているのでしょうか。
保 育 課 長	個人情報の保護について、委託契約や各保育グループの会則などの中で明記するとともに、日常的に指導していきたくて考えております。
委 員	保育グループの中に管理責任者を置く予定ですか。

保 育 課 長	各保育グループの代表者にきちんと責任を負っていただくように考えております。
委 員	報告 12・13、諮問 23 に共通するのですが、根拠が全部（案）になっているのです。確定していないものを根拠として議論するのも少しおかしな話だと思うのですが、その辺のお考えはいかがですか。
保 育 課 長	現在、グループの選定、委託の条件などについて最終的に詰めておりますが、事業開始の 12 月までには、きちんとした要綱を作っていきたいと考えております。
児 童 課 長	私どもとしても本審議会でご報告した後に要綱を固めていきたいと考えております。
委 員	意見ですが、根拠として確定したものに基づいて審議するというのが本筋ですから、なるべくそうしていただきたい。
委 員	報告 12 の「事業の概要」に「児童虐待あるいはその疑いのある個別・具体的なケースに対し」とありますが、児童の健全な発育を阻害するような事項に関しての情報収集をやっていかなければいけないことを考えると、「個人情報の記録の内容」に記載のものだけでは少し足りないような気がします。
児 童 課 長	いままでの事例から判断いたしますと、この記載の内容で足りるのではないかと考えています。
委 員	「12 申請理由」は具体的にはどのようなことですか。また、生後 6 週間以上 3 歳未満の待機児童が何人ぐらいいるのか教えていただきたい。
保 育 課 長	申請理由には、両親が共働きであるとか、両親のうちのどちらかが病気であるとかの保育できない事情を書いていただきます。 待機児童数についての正確な数字は分かりませんが、9 月 1 日現在で 0 歳から 5 歳までの待機児童が 178 名おります。そのうち 2 歳までが半分以上占めていると記憶しております。
委 員	報告 12 ですが、記録する個人情報の内容がよく分かりません。例えば、「13 健康状態」、「16 家庭の状況」、「21 生活習慣」とありますが、具体的に何を記録するのか、あるいは誰についての情報なのかといったことを教えていただければと思います。
児 童 課 長	「健康状態」は、例えば子どもにあざがあるかどうかや治療を受けているかどうかといったことです。「家庭の状況」は、例えば夫婦仲が悪いとか経済状況がいいのかどうかといったことです。「生活習慣」は、例えばその子どもが夜遅くまで起きているといったようなことです。
委 員	項目が細かすぎてもう少しまとめて記載したほうがいいのかという気がします。
委 員	このとおりに記録しているわけではなくて、何かの文書に記録するものを整理すると、こういう項目になるということですよ。それから「対象となる個人」の「相談者」、「収集の方法」の「本人以外」を具体的に説明してください。

児 童 課 長	「相談者」としては、近所の方々などの発見者を主に考えております。「本人以外」ですが、例えば児童相談所が収集した情報の提供を受けるといったことです。
委 員	家の中での虐待ですと、虐待の対象の 50%は未就学児となっています。この場合の本人とは誰ですか。
児 童 課 長	虐待をしている親を含めて保護者です。
委 員	母親の立場で軽い気持でやったことがいろいろな方にわかってしまったために、逆に立ち直れなくなって、本当に憎らしくなって殺してしまったというケースがあると思います。特定の個人が分からないようにして相談してはどうかと思うのです。
児 童 課 長	この会議は、連携しなければ解決が困難な場合を除いて、むやみに開くつもりはございません。また、地方公務員法等で守秘義務を負っていき、そのようなことのないよう対応していきたいと考えております。
委 員	報告 12 の「事業の概要」に「その予防と解決をめざし、関係者間の調整を円滑かつ効果的に行い、適切な対応を図る」とありますが、関係者の範囲と調整の内容、調整をする所管を説明してください。
児 童 課 長	関係者の範囲は、虐待のケースごとで違います。いろいろな視点から考えて必要と思われる所管課、機関の出席を求めていくことになります。 次に、虐待の場合には、それぞれ担当する所管があり、例えば保健については保健センター、教育については学校、経済的な困窮といったことについては福祉事務所が関係してきます。そこで、問題の把握、関わるタイミングなどについて総合的に調整してゆくということでございます。 また、その調整をするのは児童課でございます。
委 員	当事者を含めないで調整を図るということですね。
児 童 課 長	はい。
委 員	子どものその後の生活などについてはどういうフォローの仕方をするのでしょうか。
児 童 課 長	この会議で直接フォローすることはいまのところ考えておりませんが、複数の関係者が連携しながら、その子どもの生活環境の改善を図っていくことになると思います。
委 員	大変な事業だと思いますが、子ども第一に考えてうまく運営してほしいと思います。
会 長	ほかにございますでしょうか。では、諮問 23 は決定し、報告 12 と 13 は了承とします。
報告 12・13 号了承、諮問 23 号決定	
諮問 24・25 号	
会 長	次に、諮問 24 と 25 について、一括して事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 24 「厚生労働行政総合情報システム (W I S H)」についての説明
区 長 室 副 参 事	諮問 25 「食中毒、違反・不良食品等」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。

委 員	これは住基ネットと違って一般回線を使うということで、プロトコルもTCP/IPなのではないでしょうか。それで送受信するというになると、この情報は非常に盗まれる可能性が高いと思います。WISHシステムについては知りませんが、どのようなサーバーを経由して厚生労働省とやり取りをするのでしょうか。
委 員	全体のセキュリティはどのような仕組みになっているのですか。
委 員	根拠として法令の定めがあるのかどうかについてもお願いします。
生活衛生課長	これは厚生労働省が中心になってネットワークを作るというもので、一般回線でISDNを使います。セキュリティ対策ですが、接続時に専用のパスワード、IDで3段階ぐらいの確認をすることで安全の確保を図るというシステムです。また、サーバーは厚生労働省にあるものを使います。
委 員	ホームページで3段階ぐらいのセキュリティ対策をしている企業は多くありますが、それと同じレベルなのかという感想を持ちます。そういう所はすでにハッキングされているわけですから、セキュリティ上この情報は盗まれる可能性があるのではないかという感じがするのです。過去3年間の最大数が年間180件で少ないとは思いますが、病気などの個人情報をそんな簡単な仕組みでやり取りして大丈夫なのかという危惧があるのです。
生活衛生課長	これにつきましては、厚生労働省から各自治体に対してお互いの連携をとっていこうという話があったわけですが、パスワードとID等で何段階にも安全確保を図っているということです。
委 員	IDとパスワードによるセキュリティ対策では、簡単に侵入ができると思います。それから、これをやらなければいけないという法律があるのかどうか教えていただけませんか。
生活衛生課長	通信回線で結合することについては法的な根拠は特別ございません。これは、Webサイトに認証機能があるのでクローズシステムということです。
委 員	少なくとも杉並区と厚生労働省だけではなく、全国でネットワークを組むわけですから、もうオープンシステムなのではないですか。
委 員	認証システムだったら暗号化して送るわけですよ。ご説明が少し足りないのではないですか。セキュリティシステムについても、もう少し詳しく説明していただかないとわかりません。
生活衛生課食品衛生主査	不正アクセスの防止対策ですが、第一がWeb認証機能で、今年の春に導入済みです。第二が発信番号チェック機能です。登録した電話番号以外からアクセスした場合に拒否されるというもので、10月に導入済みです。第三がパスワード変更機能で、今後追加するというものです。
委 員	担当の方に聞くべきことではないかもしれませんが、なぜ厚生労働省は住基ネットのように比較的安全性の高い光ケーブルではなく一般回線を使うのかということです。一流企業でもウイルスに侵入される事例が非常に多いのです。この程度では侵入する可能性が非常に高いのではないかという印象を受けます。光ケーブルのプロトコルも全部変えてやるというのが安全なのではないかと思います。一般行政情報なら全然構わないのですが、個人情報に関してこんな簡単な安易なやり方でいいのかと思います。

生活衛生課食品衛生主査	私どもも安全な光ファイバー網を是非整備していただきたいと思っております。
委員	法的な根拠もなく、何の目的でこういうことをしようとしているのかが分かりません。個人を特定する必要があるのですか。患者の氏名、住所を提供していいののかどうかについて分からないのですが、なぜ必要なのですか。
生活衛生課長	食中毒の調査自体は食品衛生法に基づいて実施しています。通常、食中毒は、杉並区だけではなく複数の自治体で起きます。一刻を争って調査をするときにお互いの連絡が必要ですので、現在は電話、FAXを使ってやり取りしているわけです。その場合に個人の特定が必要になるということです。
委員	食中毒事件は公表されなくては困ります。職業や勤務先までは要らないと思いますが、新聞に出ていることまでが個人情報になるのかどうか疑問です。
委員	資料に「FAXでは、文字が判読しづらく、確認のための事務処理時間を要する」とあります。どのようにFAXを使っているのですか。
生活衛生課長	公表後に調査することもあります。一般的には初動調査で活用することが多いだろうと思います。 また、先ほど申し上げたように複数の自治体にまたがる場合がございます。他の府県が東京都にFAXしたものを東京都がFAXしてくる場合もありまして、それが非常に判読しづらいというのが現状です。
委員	新聞に公表されるのだから、個人情報として扱わなくてもいいと思うのですが。
委員	新聞には企業名や商品名は出てきますが、個人名はなかなか出てこないと思います。
委員	やり取りの対象にするものとしらないものを区別すべきです。
委員	これを全部やり取りするのです。
生活衛生課長	必ずしも全部の項目をやり取りするわけではなくて、その状況によって判断します。
会長	意見なのですが、先ほどの委員が言われていたように、相当危険性は高いわけです。ローカルガバメントとして、その点について厚生労働省に意見を述べてもいいのではないのですか。
委員	発信者が確かに杉並区であるという認証を送ると理解していいですか。私の知る限りでは、認証は公開鍵暗号方式で送ります。相手方は秘密鍵で受け取ります。だから誰が途中で盗んでもわからないわけです。公開鍵暗号方式であるとすれば、途中では絶対安心して盗聴の問題もないと理解したいと思っ ているのですが、その説明がどうも曖昧なので理解できないのです。
生活衛生課長	入手した資料の説明によると、WISHのWebサイトに認証機能を追加することにより、各利用機関は最初に認証ページに接続し、IDによる認証を受けたあと利用するということです。
委員	その説明ですと、公開鍵暗号方式で暗号化して杉並区から相手へ送信するということです。だから、いままでの心配は全然ないですね。

委員	同じようなシステムを組んでいる総務省もハッキングされたわけですから、ある特定の技術を持っている人がいれば、非常に危険ではないかと思えます。
委員	これは意見ですが、ハッキングやウイルスの問題と認証の問題を区別して論議しないと混乱してしまうと感じています。杉並区が確かに送ったことを確認し、その内容を受け取ることができるのはその相手方しかいないというのが認証の仕組みです。
委員	国のほうも食中毒対策については非常に重要なものと考えていると思います。個人情報の保護についても、いまお話があるような認証の問題などを当然考えていると思いますので、私としては区の説明で納得しております。
会長	厚生労働省に分からないところを聞くべきだったのではないのでしょうか。ローカルガバメントとして責任があるのだから、遠慮することはないと思うのです。いかがでしょうか。
区長室長	12月に予定されております次回の審議会で、厚生労働省の詳しいシステムを確認のうえ結論をいただきたいと思います。したがって、今日はこの諮問24、25については保留としていただきたいと思います。
委員	保留になる前に、住基ネットでは条例まで制定したのですから、もしこの個人情報が区から漏れいした場合に、どのように区が責任を取るのかまで考えていただきたいと思います。
会長	では諮問24、25は引き続き次回で審議することにいたします。
諮問24・25号継続審議	
諮問26・27号	
会長	次に、諮問26と27について、一括して事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問26「公共基準点・認定調書の管理・検索システム」についての説明
区長室副参事	諮問27「公共基準点管理、道路認定・改廃」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委員	諮問27で、委託先のデータ変換業者とはどちらになるのでしょうか。
土木管理課長	まだ決まっておりません。
委員	「委託に係る個人情報の項目」に「区議会議長の1氏名」とありますが、なぜ必要なのですか。
土木管理課長	道路の認定に当たっては議会の議決が必要ですが、議会の議決謄本の中に議長氏名が載っています。
会長	諮問27にも「区長名」がないといけないと思うのですが。
土木管理課長	諮問27では区長を「職員」に含めています。
会長	ほかにごございますでしょうか。では、諮問26と27は決定とします。
諮問26・27号決定	
諮問28号	
会長	次に、諮問28について事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問28「登録自転車置場利用者処理」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委員	「システム導入による効果」をどのように算出されたのですか。

交通対策課長	これに携わっている3名の職員、4名のアルバイトの3カ月間の実績を基にしています。
会長	ほかにございますでしょうか。では、諮問28は決定とします。
諮問28号決定	
諮問29～32号	
会長	次に、諮問29から32について、一括して事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問29「粗大ごみ申告受付システム」についての説明
区長室副参事	諮問30～32「粗大ごみ」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委員	パソコンを利用する業務を徐々に増やして、効率化を図っていることに関しては敬意を持っています。しかし、せっかく立派な管理規定等が用意され、職員が遵守する基準が明確にされていても、パソコンが増えてくるとだんだん安全管理について目が届かなくなりがちです。もしかすると情報の漏えい起きる可能性があります。パソコンを設置するときに、区の規定等について、改めて啓発をして、個人情報保護をはじめとするセキュリティ対策をきちんとやってもらう必要があると思うのです。新規のユーザーに対してどのような対応を取っているのでしょうか。
IT推進課長	今年ネットワークにつなぐ300台のパソコンを導入するに当たっては、セキュリティに関する講習会を実施して、従前のセキュリティ基準とは別に、新たにセキュリティマニュアルを作り、全職員に配付しました。また、講習会の内容についてもイントラネットで職員に公開しています。
委員	粗大ごみについて委託先を民間事業者に変更するということですが、区民が民間事業者へ電話をすれば、引き取りに来てくれるということなのですか。 次に、「委託に係る個人情報の項目」に「建物の状況」とありますが、この情報の中身と必要性についてお伺いいたします。
リサイクル清掃課長	まず、申込みについてですが、民間事業者に申し込んでいただいた情報が清掃事務所に入ります。清掃事務所はその情報を基に計画を立てて収集に伺うということです。 次に、「建物の状況」ですが、玄関先に出していただくことが原則ですので、収集に伺うとき、地図上でその確認をいたします。
委員	区民は電話だけでいいのですか。区民が民間事業者に行き行って申し込む必要はないということですか。
リサイクル清掃課長	はい。
委員	電話をすると有料シールについて教えてくださいが、インターネットで申し込む場合はどうなるのですか。
リサイクル清掃課長	インターネット上でお答えします。
委員	インターネットによる24時間受付ができるなど便利になるということですが、多分いちばん大事な費用のことについてお聞かせください。
リサイクル清掃課長	見積では同額か少し下がる可能性があります。

委 員	粗大ごみの申し込みに関する個人情報、収集後は不要だと思いますが、その都度消去されるのですか。
リサイクル清掃課長	5年間保存いたします。
会 長	ほかにございますでしょうか。では、諮問 29 から 32 は決定とします。
諮問 29～32 号決定	
諮問 33 号	
会 長	次に、諮問 33 について事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 33「就学援助補助システム」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委 員	「記録する個人情報の項目」の 5 番目、「認定区分」はどのようなことを意味しているのでしょうか。
学 務 課 長	就学援助対象者の中で、生活保護などに基づく教育補助を受けている方を「要保護者」、それ以外のそれに準じた程度に生活が困窮している方を「準要保護者」という 2 つの区分を設けております。この区分のことです。
委 員	その区分によって援助の内容が違って来るわけですか。
学 務 課 長	はい。
委 員	「諮問の概要」に「口座への振込み処理等をパソコンで行う」とありますが、例えばオンラインで銀行に送金するというようなことでしょうか。パソコンで処理したデータをどういう媒体でどこに送られようとしているのですか。
学 務 課 長	今回の件は、従来手処理で対応していたものをパソコンを使って効率よく処理するということで、支払事務は通常の公金処理に基づいて行うこととなります。
委 員	このシステムでは、銀行との関係は従来通りということですか。
学 務 課 長	はい。
会 長	ほかにございますでしょうか。では、諮問 33 は決定とします。
諮問 33 号決定	
報告 14 号	
会 長	次に、報告 14 について事務局から説明をお願いします。
区 長 室 副 参 事	報告 14「予防接種」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。なければ、報告 14 は了承とします。
報告 14 号了承	
会 長	本日の諮問事項については、保留の諮問 24、25 を除き諮問のとおりに決定しましたので、答申することといたします。事務局のほうで答申案を作成していただきたいと思えます。
(答申案の配付)	
会 長	いま配付されました答申案でよければ、諮問 18 から 23 までと 26 から 33 までについては審議会の答申として決定したいと思えますが、よろしいですか。
(異議なし)	

会 長	それでは、区長に答申したいと思います。事務局から何かございますか。
区 長 室 長	<p>本日様々のご意見をいただきました。個々の施策の内容についてはいろいろ検討させていただくとして、区民の皆様の個人情報の保護には万全を尽くしていきたいと考えております。</p> <p>諮問・報告書の作成については、なお一層工夫をいたします。なお、ご指摘いただいたことですが、確かに「案」は根拠にはなり得ないと思います。原則として、条例、規則、要綱等を制定したうえで諮問、報告させていただくわけですが、審議会の開催時期と事業の実施時期との関係で、場合によっては「案」の段階ということがあり得ます。今後はできるだけ決定されたものを根拠としたいと思います。</p>
区 長 室 副 参 事	次回は12月14日、金曜日に開催させていただきたいと思います。
会 長	それでは閉会といたします。本日はどうもご苦労様でした。